株式会社浜松新電力

電気のお申込みに関する重要事項説明書

株式会社浜松新電力（以下「当社」といいます。）がご提案している電気需給契約（以下「本契約」といいます。）をお申込いただくにあたり、供給条件等について本紙によりご説明させていただきますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 本契約の申し込み

（1） お客さまが当社からの電気の供給を希望される場合は、当社が定める「電気需給約款（中部エリア用）【内税方式】＜高圧・特別高圧編＞」または「電気需給約款（低圧）」（以下総称して「本約款」といいます。）および料金メニュー表等（以下総称して「本約款等」といいます。）を承諾の上、当社所定の「電気需給契約申込書」（以下「申込書」といいます。）によりお申込みをしていただきます。

（2） お申込みは、当社が指定する方法により申込書をご送付いただくことにより行っていただきます。

（3） お客さまと当社との本契約は、前項に定めるお客さまからのお申し込みを当社が承諾した日または需給開始日に成立することとします。

（4） お客さまと当社の本契約において一般送配電事業者及び料金メニューは以下のとおりとします。

【一般送配電事業者：中部電力パワーグリッド株式会社
料金メニュー：別添「別表 2 料金単価表」のとおり】

2. 需給開始予定日

お客さまに需給開始予定日を連絡いたします。
実際の需給開始日はお客さまのご希望に沿えない場合もございます。

3. 契約期間および自動更新

（1） 契約開始日は契約が成立した日とし、契約満了日は年度末といたします。

（2） 契約期間満了に先だって別段のお申し出がない場合、本契約は、契約満了日の翌日から 1 年間同一条件で更新されるものといたします。

4. 供給条件および供給電力及び使用電力量の計測方法

当社が供給する電気の契約種別および供給条件については、別添の料金メニュー表に定めるものといたします。

（1） 契約電力について

・契約電力
原則としてお客さまにお申込みいただいた内容と致します。ただし、契約後のご使用状況に比べて不適当と認められる場合は、契約電力を変更していただきます。

・供給電圧
6,000 ボルト、100 ボルトまたは 200 ボルトとなります。

・周波数
60Hz となります。

（2） 検針日について
一般送配電事業者が託送供給等約款の規定に基づき検針を行った日または検針を行ったものとされる日を検針日とします。

（3） 使用電力量の計量方法
一般送配電事業者によって設置された記録型計量器により、30 分単位で計量いたします。ただし、記録型計量器以外の計量器で計量する場合は、託送供給等約款に定める方法により一般送配電事業者が計量いたします。

5. 料金の算定期間および算定方法

（1） 料金の算定期間は、原則として、託送供給等約款に定める計量期間、検針期間または検針期間等といたします。

（2） 料金は、別添の料金メニュー表に定める基本料金、最低月額料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計として算定いたします。

6. 供給開始時または供給中にお客さまにご負担いただく費用

(1) 当社からの電気の供給開始にあたり、他の小売電気事業者から切り替えてご契約いただく場合には、当該小売電気事業者との契約を解約する必要があり、解約に伴う不利益が発生する可能性がございます。詳細はお客さまと現在の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。

(2) 供給開始時またはお客さまのご都合に基づく事情等により、工事費負担金が発生した場合は、お客さまに当該費用を負担していただきます。この場合の費用の算出方法については、託送供給等約款の定めにより、一般送配電事業者が算出し、決定した額といたします。なお、工事完成後に一般送配電事業者より工事費負担金の精算を求められた場合には、当該費用についても同様にお客さまにお支払いいただきます。

(3) 前項に定めるもののほか、お客さまの責に帰すべき事由により、当社が託送供給等約款の定めに基づき一般送配電事業者から違約金等を請求された場合はお客さまへ請求いたします。

7. 料金および費用の支払方法

料金または費用に関するお支払については、請求書またはクレジットカードによるお支払いのみとなります。

8. 延滞利息および保証金

（1） 延滞利息

イ. お客さまが料金を本約款に規定される支払期日までにお支払いいただけない場合には、支払期日の翌日より実際にお支払いいただいた日までの経過日数に応じて、延滞利息を申し受けます。

ロ. 延滞利息は、以下の計算式に従い計算するものといたします。なお、年率の計算については、閏年を含む期間についても、年間365日として計算するものとします。消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は、切り捨てます。

A ＝ （ B － C － D ） × 年率10%

A：延滞利息

B：算定の対象となる料金

C：算定の対象となる料金の消費税等相当額 － 再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額 × 消費税率 ／ （ 100 ＋ 消費税率 ）

D：再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額

ハ. 延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

ただし、直後の支払義務が発生する料金へ合算することができない場合には、その次に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

(2)　お客さまが料金を、支払期日を過ぎてもなおお支払いにならない場合等本約款等に定めるいずれかの場合に該当するときは、当社はお客さまに保証金を預けていただくことがあります。

(3)　契約超過金（高圧・協議制のみ対象）

イ.　契約電力をお客さまと当社との協議によって定める場合で、お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、当社は、契約超過電力にお客さまに適用される基本料金の値を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

ロ.　契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに、当該月の料金とあわせて支払っていただきます。

9.　託送供給等約款に基づくお客さまへのお願い

(1)　電気の需給にあたり、お客さまには一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された需要者にかかる規定を遵守していただきます。

(2)　電気の需給にあたり、必要な工事等を行うために一般送配電事業者等がお客さまの敷地内に立ち入ることがあり、この場合お客さまには当該立ち入りを許可していただく等の協力を行っていただきます。

(3)　電気の需給にあたり、お客さまの負担で、お客さまの敷地内に必要な設備等を設置していただく等の協力を行っていただくことがあります。

10. お客さまからの契約変更または解約

(1)　お客さまが、契約メニュー、契約電力その他本契約にかかる事項について変更を申し出るときは、当社指定の様式によりお手続きをいただき、当社が承諾した時にその効力を発生するものとします。

(2)　次の各号に該当する場合には、当該各号に記載の清算金をお客さまにお支払いいただきます。

イ.　需給開始日、料金メニューの変更または契約電力を増加した（以下本（2）において「需給開始等」といいます。）日から 1 年未満で本契約を解約した場合（本約款に基づき当社が電気需給契約を解約した場合または電気需給契約が終了した場合を含みます。）には、需給開始等から電気需給契約の解約までの期間に係る基本料金および、電力量料金（ただし燃料費調整額による調整は行わないものとします。）の合計額について、20%に相当する額、低圧は電灯および小型機器に係る契約においては 10%、動力に係る契約においては 20%に相当する額を清算金としてお支払いいただきます。

ロ.　需給開始等の日から 1 年未満で契約電力を減少された場合には、需給開始等の日から、契約電力を減少された日の前日までの期間において、減少された日以降の契約電力を上回る契約電力に相当

する基本料金および電力量料金（ただし燃料費調整額による調整は行わないものとします。）の合計額について、20%に相当する額を清算金としてお支払いいただきます。なお、かかる期間における使用電力量は、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分するものといたします。

ハ. 低圧は当社が電気の供給を行っていない地域にお客さまが転居されることを理由に需給開始等の日から 1 年未満で本契約を解約される場合には、イ. は適用されず、かかる解約により、託送供給等約款に基づき当社が一般送配電事業者より精算または支払を求められた料金に相当する金額をお支払いただきます。

11. 当社からの契約変更または解約

(1) 当社は、当社が必要と認めるときは本約款等を変更することがあります。この場合には、事前にご案内するものとします。

(2) 本約款等または本契約の変更にともない、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

イ. 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ. 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(3) 当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

(4) 当社からの本契約の解約

イ. お客さまが、以下の各号のいずれかに該当するときは、解除の日の 15 日前までに通知のうえ、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済していただきます。

（イ）本約款の定めによって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき。

（ロ）支払期日を 2 月経過してもなお、料金を支払われないとき

（ハ）本約款等および託送供給等約款によって支払うこととなった工事費負担金を支払わないとき

（二）本約款等および託送供給等約款の条項に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき

（ホ）第三者より差押、仮差押、仮処分その他強制執行もしくは競売の申立てまたは公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けたとき

（ヘ）第三者より破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立てを受け、または自らこれらの手続開始の申立てをしたとき。

（ト）監督官庁より営業停止の処分を受けまたは営業に係る許認可、登録等の取消処分を受けたとき。

（チ）支払停止もしくは支払不能の状態に陥り、または手形交換所から手形、小切手の第一回目の不渡り処分を受け、その他財産状態が悪化したと認められるとき。

（リ）解散し、または第三者に吸収合併されたとき。

（ヌ）本契約の履行に関して、お客さままたはその使用人もしくは代理人等に不正または背信的な行為があったとき。

ロ. お客さまが、以下の各号のいずれかに該当し、一般送配電事業者から託送供給を停止された場合またはそのおそれがあるときは、解除の日の 15 日前までに通知のうえ、当社はお客さまとの本契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに当該債務の全額を一括弁済していただきます。

（イ）お客さまの責に帰すべき事由により、保安上の危険が生じた場合
（ロ）需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
（ハ）一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
（ニ）電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
（ホ）電灯および小型機器をご使用のお客さま向けの料金メニューを契約せずに、電灯および小型機器を使用した場合
（ヘ）本約款に定めるお客さまの協力義務に反した場合

ハ. お客さまが、本約款に定める申し出をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、一般送配電事業者が供給を終了させるための処置を行った日に電気需給契約は当然に終了するものといたします。

12. 環境価値または電源構成等

当社が供給する電気の特性（実質的に再生可能エネルギー由来の電気を供給することその他の環境価値又は電源構成等）については、別添の料金メニュー表及びオプションメニューに定めるとおりとします。

13. その他

（1） 当社の電力小売事業における個人情報の取り扱いについては「弊社の電力小売事業における個人情報の取り扱いについて」を定め、以下 HP に掲載しております。
http://www.hamamatsu-e.co.jp/pdf/policy.pdf

（2） 送電開始または送電停止により、火災、設備破損等が発生し、お客さまに損害を与える可能性がありますので、お客さま不在時等に送電開始または送電停止となる場合は、電気用品のスイッチを切るとともに、ブレーカーをお切りくださいますようお願いします。

14. お問い合わせ先：

（小売電気事業者）：株式会社浜松新電力（登録番号：A0228）
電子メールアドレス：save-power@hamamatsu-e.co.jp
電話番号：053-455-5077
対応時間帯：平日 8 時 30 分～17 時 15 分

以上